⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は益城町において平成30年12月（予定）に開会される議会において本事業が承認されることを停止条件とする。議会において承認されない等、当機構の責めに期することの出来ない事由により、契約を締結出来ない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

2　競争参加資格　次の⑴から⑯に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑰の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑱に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより1に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構九州地区（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が対象。以下同じ。）における平成29・30年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。

⑶　当機構九州地区における平成29・30年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　九州支社業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び単価見積書の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。

⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合　次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成15年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。以下同じ。）。

※同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造47戸以上の共同住宅（5階建以上）の建設工事又はＲＣ造又はＳＲＣ造の老人ホーム、グループホーム等の居住のための空間を持つ高齢者施設3,720㎡以上かつ3階建て以上の建設工事をいう。

ロ　設計実績　ａからｃの条件を満たすこと又はａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）。

なお、ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者

ｂ　ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅（3階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｃ　本工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物（3階建以上）の設計が完了した実績を有する者

ｄ　当機構九州地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者

②　共同申込みの場合　次のイからハに掲げる条件を満たすこと。

イ　共同企業体の代表者は上記①イの実績を有すること。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成15年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造又はＳＲＣ造建築物の施工実績を有すること（共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ハ　構成員のうちの1者が上記①ロａからｃを満たすこと。又は実施設計を行う者が①ロを満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任で配置できること。

なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

①　一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は2級施工管理技士の有資格者でよい。）。

②　平成15年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる同種工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること（共同申込みの場合で代表者以外の構成員は二級建築士又は2級施工管理技士でよい。）。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　申請者と申請時点において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、本公募での恒常的雇用関係とは競争参加資格確認申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　住宅建物に係る設計計画が適正であること。